

居宅療養管理指導の対象者と利用料金について…

	介護保険による 居宅療養管理指導	医療保険による 在宅患者訪問薬剤管理指導
薬剤師による訪問サービスを利用できる方	薬剤師による訪問指導が必要であると主治医が認めた通院が困難な者 [※] で、要介護認定又は要支援認定を受けていること	薬剤師による訪問指導が必要であると主治医が通院が困難 [※] と認めた方 ①40歳未満の方 ②薬剤師による訪問指導が必要であると主治医が認めた通院が困難な者 [※] で、要介護認定又は要支援認定を受けていないこと
利用料金(自己負担)	介護保険上の該当する負担割合 (1割・2割・3割のいずれか)	医療保険上の該当する負担割合 (1割・2割・3割のいずれか)
交通費など	実費請求可 (事前説明と同意が必要)	実費請求可 (事前説明と同意が必要)

※通院困難の例

- 1) 医師の在宅診療や往診を受けている方。
- 2) 寝たきりの状態、自立歩行困難、認知症などにより一人では通院が困難な方。
- 3) 要介護認定又は要支援認定を受けていること。